

討 論

2012年3月19日

氏平三穂子

日本共産党の氏平みほ子でございます。

私は党を代表しまして、議案8件、陳情24件、請願4件、発議5件について、委員長報告の通りに決することに反対し、その主なものについて理由を述べます。

まず、議第1号、平成24年度一般会計予算についてです。予算には、県民要求に基づいて私どもも要求してきた、私学に通う子供の父母負担の軽減、国の制度による35人学級の小学2年生まで拡大、県独自制度による小学校3、4年生までの拡大、など歓迎すべきものもありますが、全国的にも劣悪な「県の障害者医療費助成制度」を続けることや「広域水道企業団の余剰水量への立て替え」など納得しがたい内容も多々含まれています。よって、本予算に異を唱えて反対の態度を表明するものです。そして同様の趣旨で、議第20号「岡山県広域水道企業団出資について」も反対の態度を表明いたします

さて次は、請願、陳情に関して意見を述べます。

陳情第28号（業者婦人の地位向上のため、「所得税法第56条の廃止」の意見書を国に提出するよう求めることについて）はぜひとも採択すべきであると考えます。ご存じのように自営業者のおかみさんたちは、事業主同様の働きをし、その上に家事、育児、介護を担って一生懸命働いていますが、おかみさんの働き分は年間86万円までしか認められていません。実労働時間から計算すると時給250円です。とんでもない話です。国連の女性差別撤廃委員会からも異議がだされています。世界にも例がありません。

戦後、所得税法が改定されてもこの56条だけは残り、明治の家父長制のもとの女性差別を引きずっています。多くの自治体で廃止の意見書が上がっています。男女共同参画社会基本法の視点からも廃止すべきだと考えます。

次に請願第14号「衆議院の比例定数80削減に反対し、民意の反映する選挙制度へ抜本改革することを求める意見書提出に関することについて」は採択しようではありませんか。

日本の選挙制度は小選挙区制度の導入以来、民意をゆがめる、大変いびつなものとなっています。4割の得票で7割の議席を得る異常さです。小選挙区制を推

進してきた細川元総理、河野洋平元自民党総裁や加藤紘一元幹事長などからも政党の墮落がおき、政治と、政治家が劣化してきたと反省の声が上がるほどです。

比例代表こそが正確に民意を反映させることができ、死票もありません。その比例定数を80削減するということは、ますます民意が届かない国会をつくることになってしまいます。

今、国民から国会議員が多すぎる、減らせという声が上がっていますが、それは、国民の暮らしがこんなに大変なのに、国会に民意がちっとも届かないらだち、怒り、国会議員の質の低下、歳費の2倍を上回る320億円もの政党助成金の分け取りなど、いびつな制度の結果です。議員定数でいえば、国際比較でも日本は多い数ではありません。ちなみにイギリスの人口は日本の半数ですが、国会議員数は1388人います。

ますます、民意が反映されなくなる比例定数の削減に反対し、選挙制度の抜本的な改革が行われるよう国に意見をあげようではありませんか。

次に発議のうち農林水産委員会提出の「農業者個別所得補償制度の見なおし等農業政策の立て直しを求める意見書」および民主・県民クラブ提出の「農業者個別所得補償制度の改善等により農業の立て直しを求める意見書」とともに反対する理由を述べます。

農林水産業は、地域経済を支え、環境や国土を守るなど多面的な機能を持っています。食料自給率の向上を真剣にめざし、安心して農業に励める農業政策に転換させなければなりません。そのためには、①価格保証、所得補償を抜本的に充実させること。②担い手養成で農地を保全すること。③関税など国境措置を維持、強化し、「食料主権」を保障する貿易ルールを追及すること。④農業者と消費者の共同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすことが必要です。今、野田政権は農業の大規模化を進めようとしています。耕作面積ではアメリカは日本の100倍、オーストラリアは1500倍であり、中山間地域が多い日本の地形からして太刀打ちできるわけがありません。日本の地形と風土に根ざした「農業で生活できる」政策を取ることこそ、農業を再生し、食料自給率を上げる唯一の方法だと考えます。したがって、これと反する両発議に反対するものです。

次に、岩手、宮城県のがれき処理に関する発議について意見を述べます。膨大ながれきは復興の大きな障害になっており、被災地だけで処理することは到底困難であり、広域処理が必要です。ところがこれまで政府が、放射能物質への責任ある対応をしてこなかったために、がれき処理がほとんど進まない状況

になっています。がれきの「広域処理」にあたっては、焼却や埋め立てによる汚染の拡大に対する住民の懸念や不安にきちんと答え、住民の健康と安全を守る立場で、国に責任ある対応を強く求める必要があると考えます。処理施設等を有する自治体に対しては、住民の意思を尊重し、自治的に判断すべき問題であって、県が指導権を持つてのぞむ問題ではないと考えます。以上の理由から、自民党県議団提出の決議案に反対し、三原議員他 3 名提出の決議案に賛成するものです。

最後に、陳情 4 1 号「岡山県の高齢者保健福祉行政に関することについて」は態度としましては「採択」といたしますが、少し意見を述べさせていただきます。特別養護老人ホームは住まいであり、国においても原則個室とされています。しかし、部屋代の負担問題や、介護職の動線など 4 人以下の相部屋を条例で求めることも現状ではやむをえないと考え採択しますが、こうした陳情が出される背景には、個室の部屋代の負担の重さや、介護職員の配置基準の低さすなわちマンパワー不足に問題があるのではないのでしょうか。私は数年前に北欧の福祉視察にいつてきました。スウェーデンの特養では 1 人の居室が、寝室、居間、キッチンと 3 部屋あります。本当にカルチャーショックでした。日本においても、だれでも個室で気兼ねなく老後をゆったりと過ごせるような高齢者福祉の充実を求めていかなければならないと考えます。

以上で討論を終わります。

ご清聴ありがとうございました。